内藤議員　令和７年１１月定例会一般質問

令和７年１２月１日

（１）高市内閣に期待すること

10 月 21 日、苦難の末、自由民主党と日本維新の会が連立を組み高市内閣が誕生しました。憲政史上初の女性総理の誕生であり、かつ女性が参政権を得てから８０年を経ての女性総理であります。国際的には女性の国家リーダーは珍しくなく、日本は女性の社会進出が遅れているといわれていましたが、高市氏が国政のリーダーになったことは日本政治の大きな転換点になるのではないかと思われます。

高市総理は、基本方針として「強い経済」の構築に向け責任ある積極財政で、経済成長に向けて戦略的に財政出動すると言明しました。先ず、物価高対策を最優先に取り組み、少子高齢化を踏まえた社会保障制度改革や、防衛力の強化に向けた防衛費の増額など、総合経済対策として「強い日本経済実現」に向けた３本柱を基に具体的な施策を提案、予算規模総額は２１兆３千億円であります。特に物価高対策では、ガソリン税や軽油引取税の暫定税率の廃止、自治体向けの重点支援地方交付金を拡充し、厳冬期の電気・ガス料金の支援、経営が厳しくなっている病院や介護施設への支援などの具体的な支援政策を打ち出したことは高く評価したいと思います。補正予算の財源として税収上振れ分だけでは賄いきれ

ず、１１兆６千億円余の国債発行を要します。政府の考え方として、単年度におけるプライマリーバランスの黒字化目標は見直し、財政規律については数年単位でバランスを取ることでこれまでの方針を転換いたしました。私は現状の日本経済を考えた時、国民により寄り添うという点では評価したいと思います。言うまでもなく、ガソリン税の暫定税率見直しによる、地方減収分について島根県は約３１億円ありますが、当然代替措置が講じられ、地方税収に影響が出ないようにされることは、内閣を信任する上で言うまでもないことであると思います。

ところで株式市場では、高市内閣誕生後、実体経済とはかけ離れているのではないかと思わせるほどの５万円を超える株高となる一方、円安を引き起こしました。経済政策や物価高対策としては、丸山知事もご指摘されているように、日米の金利差を少なくし円高基調に持っていく必要があると考えます。国会でこの点があまり論じられていないことは気になることであります。また、石破内閣では大きな政策目標として地方創生を掲げていました。高市内閣では地方創生推進については、経済政策に力点を置いた「地域未来戦略本部」を立ち上げましたが、画餅に期すことなく地方が活性化できるよう一層の支援政策を期待したいと思います。さて 11 月から臨時国会が始まり、新内閣の政策や方向性等について議論が交わされていますが、新政権は衆議院ではどうにか過半数に届いた状況ですが、参議院ではまだ過半数に届かないため政権基盤は弱い状況に変わ

りありません。先ずは国家国民のため与野党でしっかり論議して、スピード感ある政策対応を期待いたします。

一方で、退任した石破前総理は鳥取県初の総理大臣として約一年、国政のかじ取りを担われましたことに、心から敬意を表します。石破前総理は、特に東京一極集中の是正と地方創生を含めた日本の国土の在り方についてや、度重なる大規模災害に対応できるよう危機管理庁の創設など、骨太でかつ将来の日本を見据えた政策構想を打ち出しましたが、道半ばに終わってしまったことは残念であります。しかしトランプ政権との関税交渉は、赤沢経済安全保障担当大臣の熱意ある交渉が功を奏するなど、日本経済にとって大きな成果をあげられたことなどは大いに評価すべきことと思います。また、石破内閣で官房副長官をお務めされた青木一彦参議院議員、参議院農林水産委員長としてご活躍された舞立昇治参議院議員、国土交通大臣政務官としてご活躍された高見康裕衆議院議員におかれましても、島根県政の発展にご尽力いただきましたことに感謝を申し上げます。高市新内閣では、舞立議員が財務副大臣として、青木議員は参議院議会運営委員長として引き続き内閣並びに議会の要職をお務めされることに、ご期待申し上げます。　さて、前置きが長くなりましたが、

① **丸山知事は、高市内閣にどのようなことを期待されるのでしょうか。率直なお気持ちや期待したい政策等をお聞かせください。（知事）**

（２）犯罪被害者等支援について

大きな２点目、次は島根県の犯罪に関係することについて伺います。犯罪には当然加害者と被害者の両方が存在するわけでありますが、その対応についてそれぞれ課題があります。先ず犯罪は、大きく「刑法犯」と「特別法犯」に分けられ、更に刑法犯は、凶悪犯、粗暴犯、窃盗犯、知能犯、風俗犯、その他の刑法犯と６つに分類されています。特別法犯としては、道路交通法違反や銃刀法違反などがあります。

島根県の刑法犯認知件数は、昨年２０２４年が２０８６件と前年から１３０件増加したものの、全国最少であり、非常に治安が保たれている状況であります。２５年前の２０００年と比べ約 3 分の１の件数であり、改めて島根県警の県民の命と暮らしを守る日頃の活動とたゆまぬご努力に敬意を表するところであります。始めに、

① 島根県の刑法犯罪の特徴と年齢別検挙者の状況についてお知らせください。

（警察本部長）

さて、先ほど申し上げましたように、犯罪には加害者と被害者が存在しますが、11 月 25 日から 12 月 1 日までは、犯罪被害者週間と定めてあります。今年度からは、犯罪被害者週間を拡充し、令和７年１１月１日から１２月１日までを「犯

罪被害者月間」として、集中的に広報啓発活動を行うこととされました。島根県では、令和 4 年 12 月施行で「島根県犯罪被害者等支援条例」を策定しそれに基づき島根県犯罪被害者等支援計画を策定しています。この条例の目的とするところは、犯罪被害者等の権利や利益が侵害されないように守り、県民誰もが安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することにあります。支援計画では五つの施策の柱をもとに具体的な取り組みを示し、損害回復・経済的支援等では、損害賠償請求の周知や経済的負担の軽減、居住や雇用の安定、精神的・身体的被害の回復・防止では、保健医療サービスおよび福祉サービスの提供、また刑事手続参加のための情報提供や体制の整備、これらを支援していくための相談窓口の充実や周知、そして県民の理解を増進するため、犯罪被害者週間における広報・啓発等の取り組みをしていくことが掲げられています。

普段耳慣れない犯罪被害者等支援でありますが、誰もがいつ犯罪に見舞われるかわからない社会であります。例えば、家族の誰かが犯罪に遭遇された時、その家族の生活はどうなるでしょうか。犯罪被害には、身体や交通などによるものがあり、被害内容はさまざまでありますが、たちまちに穏やかな日常生活が損なわれ不安がよぎるなど、ストレスなどにより精神的に不安定になる生活に陥ります。また重大犯罪の場合には、報道機関等による過剰な取材や、インターネット等による誹謗中傷、また捜査機関への対応や不慣れな裁判手続きへの参加に

伴う負担や苦痛など 2 次被害も発生しているのが現状であります。そこで、島根県の犯罪被害者等支援の状況についてお尋ねします。

犯罪被害にあった時先ず入り口にあたる相談窓口は、いろいろとあり、事件捜査や交通事故処理をする警察本部の「犯罪被害者支援室」や環境生活部の消費とくらしの安全室、島根被害者サポートセンターまた、県内各市町村においても犯罪被害者支援のための対応窓口が設けられていますが、分かりにくいためもう少し日ごろからの周知を図る必要があるように思います。

② ところで、犯罪被害にあった方の約８割が損害賠償金を受け取れていない現状がある中、被害の回復に向けては、医療・福祉・弁護士などさまざまな機関の連携が必要となりまた時間を要しますが、犯罪被害者等への寄り添った支援の現状や課題、今後に向けた取り組みについてお尋ねいたします。（環境生活部長）

先日犯罪被害者等を支援する公益社団法人島根被害者サポートセンターを訪ね、現状について話を伺ってきました。常勤職員は２人、非常勤が１人で活動を支えるボランティアの方は約４０人程度おられます。相談・支援等の件数は令和６年度で延べ２２０件、この施設の運営には年間約１５００万円程度の費用を要しますが、その財源として、県と島根県警から事業委託費として合わせて約６５０万円、その他は日本財団を始め民間の事業者や個人からの寄付金で賄われ

ているのが現状でした。また、島根被害者サポートセンターは県内では松江しかなく、その上、相談員が常時 2 人しかいないため十分な支援がしにくいという話も聞きました。犯罪被害者等への寄り添った支援をしていく上では途切れのない支援体制の構築が大切であり、そのためには財源が必要であります。島根県公安委員会指定団体であるこの施設の運営資金の３分の２が民間からの寄付金で賄われていることは課題であると思いました。近年国では犯罪被害者支援等について拡充する方向にあり、知事会としても、犯罪被害者等支援施策の充実強化に向けた要望項目の中で、支援制度を有する地方公共団体への財政支援について、特別交付税等措置等を含めた十分な予算を確保することなどの要望も具体的にしておられますので、今後犯罪被害者支援が一層充実するよう期待いたします。また警察庁では、先月４日犯罪被害者等の新たな支援策を盛り込んだ来春開始の「第５次犯罪被害者等基本計画」案を公表していますが、

③ この基本計画案のポイントと、警察本部としてどのように取り組むお考えかご所見を伺います。（警察本部長）

犯罪被害者等支援について、国は拡充の方針を打ち出しました。県内の状況を見た時、県は条例やそれに基づく計画を策定していますが、市町村では益田市だけが条例を策定しているのみで他では策定されていません。どこに住んでいても犯罪被害の支援が受けられるよう、

④ 県から各市町村に向けて犯罪被害者等支援条例の制定を働きかける必要があると考えます。合わせて、この問題は一般的に県民の皆様が普段耳にすることがないテーマであるため、改めて広報活動を通し県民の理解の増進を図る必要があると思いますが今後の取り組みについてご所見を伺います。（環境生活部長）

（３）更生保護活動と再犯防止推進対策について

次に、犯罪被害と表裏一体の関係にある犯罪者や未成年の非行者の更生保護と再犯防止対策について伺います。なぜ、更生保護の取り組みや再犯防止対策が必要かと申しますと、犯罪を犯す人の約半数は再犯者であり、そのため再犯率を下げる対策に取り組むことは、極めて重要なことで、そのために、更生保護活動の取り組みが必要となるわけであります。政府は、犯罪を減らし安全・安心に暮らせる社会を構築する上で、再犯防止を重要な課題と位置づけ、県においても、令和 3 年 6 月再犯防止推進計画を策定、市町では地域福祉計画などの中で取り組んでいるところであります。

① 始めに、島根県における再犯状況について、再犯者数、再犯者率、犯罪種等お知らせください（警察本部長）

更生保護活動並びに再犯防止に関わる機関として、保護観察所、更生保護法人

しらふじ、民間ボランティア活動として保護司、更生保護女性会、非行少年少女を支援する青年団体である BBS、協力雇用主、全国就労支援事業者機構などがあります。また、地域生活定着支援センターの設置や、更生支援コーディネーターの配置により、矯正施設退所者や、起訴猶予者等の社会復帰及び地域での生活への定着を支援する取組が行われています。これらの人たちが非行少年や犯罪者の立ち直りを支援していますが、大変地味な活動であるため社会的認識はいまだ低く感じています。山陰中央新報では、「刑罰と更生」というタイトルで 8 月 19 日から 9 月 3 日まで、12 回にわたり、更生保護と再犯防止、社会復帰の記事を社会問題として取り上げ連載しました。私は、安全安心に暮らせる社会の実現を目指すためには、社会の理解が必要であり、関心も少なくこのような活動を知らない人が多いと感じている中、この問題に光をあてた新聞記事は大変有意義であったと率直に思ったところです。

② 保護司や犯罪や非行をした人を雇用する協力雇用主の現状と、社会的認識についてお知らせください。（健康福祉部長）

犯罪や非行をした者は、社会からは厳しい目線で見られ孤立しがちであります。立ち直りを支え社会復帰をするために、必要な支援はいくつかありますが先ずは「仕事」と「居場所」の確保であり、その上でできたら、心情に寄り添える相談者や仲間がいれば孤立を防ぐことができます。お金や住まいがなくては暮

らしていけず、躓くとまた犯罪を犯してしまう、それが再犯の現状であります。矯正施設を出て住まいが確保できない場合は、更生保護施設であるしらふじや県や市の公営住宅に住み、直ぐに就労できない場合は生活保護を受けるなど、関係機関が連携し先ずは最低限の生活ができる状況を作ることが肝要でありますが、そのためには

③ 関係機関が連携し社会全体で再犯防止に理解・協力し支えていく社会的土壌の一層の醸成に努める必要があると思いますが、ご見解をお聞かせください。（健康福祉部長）

（４）中山間地域のまちづくりの取り組みについて

次に大きな項目、中山間地域のまちづくりの課題や取組みについて伺います。今年３月、第６期の中山間地域活性化計画を策定し、「ひと」「くらし」「しごと」を 3 つの柱として、中山間地域の活性化に取り組むことが決定しました。計画期間は、本年から令和 11 年までの５年間であります。

ご承知のように、中山間地域の人口は昭和 30 年代から減少し、令和２年の国勢調査によると高齢者比率は約 40％に上昇する一方、若年者比率は約 11％と低下に歯止めがかからない厳しい状況となっており、この傾向は今後も進展する推計が出ています。

① 改めて、島根県の中山間地域の人口や高齢者比率、若年者比率の現状について 10 年前と比べた時の変化についてお知らせください。（地域振興部長）

② 次に、10 年前と比べた時、中山間地域においてどのような取り組みが進み、また課題についてはどのように捉えているのかご所見を伺います。（地域振興部長）

中山間地域の主な産業は農林水産業でありますが、人口減少と高齢化で若者定住が進まず、そのため担い手が不足し将来の地域経営に不安を覚えているのが多くの地域であると推察しています。地域経営の軸になるのは、生産体制と生活支援の構築にあると考えますが、そのためには地域経営をマネージメントする人材が必要不可欠であります。その業務を担う人材として集落支援員や地域おこし協力隊であると思いますが、

③ 島根県内の集落支援員や地域おこし協力隊の配置状況と活動実態についてお知らせください。（地域振興部長）

10 月中山間地域離島振興特別委員会の調査で、高知県に出かけました。高知県の中山間地域対策として、県内各地に集落活動の拠点として集落活動センターを設置しておられます。調査で伺った梼原町四万川をはじめ集落活動センターでは、日用品・加工品の販売やガソリンスタンドの運営、配食サービス、葬祭事業など、地域住民に必要不可欠な生活機能やサービスが地域住民によって維

持されています。そうした活動の下支えを集落支援員が担っておられるとのことでしたが、私は、島根県内においても、地域の実践活動を維持していくためには、集落支援員の活動が欠かせないと考えております。そこで、

④ **島根県において、集落支援員の活動を支援するための取り組みの状況と今後の展開を伺います。（地域振興部長）**

地域にはさまざまな課題があり、その対策を構築することがすなわち地域経営であると考えますが、そのためには財源が必要であります。その確保のために私はこれまで以上に地域資源を活かす必要があると考えます。その方策の一環として、スモールビジネスの展開や積極的な企業とのマッチングなどを含めた可能性調査がカギを握るのではないかと考えます。企業が必要とする資源は必ず中山間地域にあると思われます。活かしきれてないのが現状ではないでしょうか。

⑤ **地域経営の財源確保のために未だ発掘されていないものも含め地域資源を有効活用するための手法について伺います。（地域振興部長）**

私が注目しているのは水の利用です。特に、傾斜地が多い中山間地域の地域資源には、中小河川やそこから用水路に流れる水が必ずあります。

⑥ **安定した収入を得ていく手段として、水資源を活かした小水力発電・マイクロ発電・ピコ発電などの取り組みは、全国各地で地域経営の好事例として報**

道がなされていますが、県において啓発・推進していくお考えはないかご所見を伺います。（環境生活部長）

次に、有害鳥獣の対策について伺います。１０月に県の報告があり、特にサル被害については、平成１９年と令和６年を比べた時個体数が倍増し、群れ数も増加していることが分かりました。県内で生息数が一番多いのが大田市を中心とする県中央部であります。既に生活被害や農作物被害が多く発生し、出没地域ではもう畑を耕作する気にならないとあきらめ、耕作放棄地となっている状況が見受けられます。集団でいるサルの群れを見かけると大人でも身の危険を感じ怖くなりますが、子供であればと不安になります。国は野生鳥獣の管理を強化するため、指定管理鳥獣として、ニホンジカ・イノシシ・クマ類を指定し、捕獲等事業には交付金を支給する指定管理鳥獣対策事業交付金事業制度を設けていますが、サルは指定管理鳥獣には該当していません。県内ばかりでなく全国的な被害実態からすると管理を強化する有害鳥獣であると思います。今後指定に向けた働きかけを国にするなど抜本的な対策強化をお願いしたいと思います。まだサルによる人的被害が出たという話は聞いていませんが、

⑦ **抜本的なサル被害対策を市町と連携し早急に取り組む必要があると考えますがご所見を伺います。（農林水産部長）**

さて今年の秋は、東北・北海道においては連日クマによる人身被害や死亡事

故の報道がなされ日常生活に深刻な影響が出ています。先月１２日は、大田市の仁摩小学校グラウンドにおいても、クマとみられる動物が発見されたため、グラウンド使用を控え、集団下校をするなど警戒や見守りなどが生じ、普段の生活に支障が出ています。私たちも県内で重大な被害が出なければと案じていますが、島根県でも近い将来、東北地方のような深刻な被害が出る前に予防対策を講じておく必要があるのではないかと思います。そこで

⑧ **島根県内のクマの目撃情報や捕獲状況並びに対策の現状について伺います。国は対策として、緊急銃猟制度を創設しましたが、県はどのような支援をお考えでしょうか。対応方などご所見を伺います。（農林水産部長）**

また、有害鳥獣は、サル・シカ・イノシシ・ヌートリア・カラスなどさまざまいますが、いずれも以前と比べ個体数は増加しているのではないでしょうか。一方で駆除・捕獲する猟師の数は高齢化や中山間地域の人口減少に伴い減少しているのではないかと推察いたします。

⑨ **将来の人口減少を見据え、わなや猟銃が扱える猟師を含めた捕獲者の育成が必要であると思いますが、現状とその取り組みについて伺います。（農林水産部長）**